#### 12月17日

○議長(湯之原一郎君) これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分開議)

- ○議長(湯之原一郎君) 会議は、お手元に配付してあります日程により、議事を進めます。
- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第1、議案第82号 姶良市地域下水処理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。
- ○議長(湯之原一郎君) 産業建設常任委員長の報告を求めます。

## 〇<u>産業建設常任委員長(湯川逸郎君)</u> 登 壇

ただいま議題となりました議案第82号 姶良市地域下水処理事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例の件について、産業建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

この議案は、11月20日の本会議に上程され、12月4日の本会議で質疑の後、産業建設常任委員会に付託されたものです。

当委員会は、12月7日に開会し、関係職員の出席を求め、現地調査を含め詳細に質疑を行いました。 そして、8日には合意形成を図るため、議員間討議を行い、10日に討論と採決を行いました。 議案の概要を説明いたします。

議案第82号は、みさと台団地の汚水処理施設を新たに市の管理する処理施設に加えるための条例の一部改正です。この改正は、事前調査申請後、みさと台衛生管理組合と市の間で移管に関する協議が調ったことを受けて、この施設を市の管理する処理施設に加え、また西餅田の一部、みさと台の区域をこの区域の処理区域とするものです。その内容は、第4条関係で別表第1にみさと台処理施設を追加し、これにより処理区域が加治木町、新生町及び新中の一部、姶良ニュータウン区域との3か所になります。

第15条関係では、新生町区域と姶良ニュータウン区域とみさと台区域の使用料に差異を設けている ため、別表第2で改めるものです。

以上のような趣旨の説明を受け、質疑に入りました。質疑の主なものを申し上げます。

質疑、姶良ニュータウン、新生町、みさと台とそれぞれ料金が異なる制度設計がしてあるが、将来的に料金体系を統一する考えはないか、また朝日ヶ丘、ホームタウン帖佐、南錦江団地に地域下水処理施設があるが、これらの移管計画はどうなっているのか。答弁、使用料金は姶良ニュータウンは移管から5年経過後に料金を見直すとの取り決めにしています。そのため、28年度中には協議を開始し、新生町と同様の料金体系になるように見直しを行いたいと考えています。みさと台は、今後の処理施設の改修等も念頭に置くと、基金の増額が必要との考えから、現在の料金体系としたところです。なお、みさと台の料金体系は当該自治会で本年4月から運用されているものを市へそのまま引き継ぐものです。また、その他の施設の移管計画ですが、朝日ヶ丘自治会の方針では平成29年度をめどに、移管したいとの考えのようです。ホームタウン帖佐と南錦江団地は施設の移管制度の説明は行っていますが、現段階では両自治会に動きは見られないところです。

質疑、浄化施設の更新に必要な基金の規模はどのくらいか。答弁、現在のみさと台の基金が3,000万円です。耐用年数の終期が18年後とした場合、毎年400万円の基金積み立てをすると約1億円の基金となります。現段階で積算すると、改修工事費が2億3,000万円程度と考えていますので、基金はその半分を占めると考えています。なお、施設の改修には国庫補助金が活用できますが、その率は管渠改修の場合が50%、浄化施設の改修の場合が55%となっています。県の補助金もありますので、残りの部分を市として対応することになると考えています。

質疑、みさと台の汚水処理施設の処理能力を説明せよ。また、みさと台は設置後31年が経過しているが、主な修繕箇所や近い将来に大規模な修繕等は見込まれないか問う。答弁、計画処理人口は2,100人となっております。現在も自治会において、維持管理を業者に委託して点検や補修を行っていますので、移管に際して大規模改修はないと考えています。

以上で質疑を終結し、議員間討議を行いました。議員間討議を行うにあたり、討議の論点を抽出することとし、質疑の記憶が残るその日のうちに論点の抽出を行いました。抽出された論点のうち、共通する点に着目し、委員会の共通論点として整理しました。

1点目の論点は、今回移管される地域下水処理施設も含めた3か所の料金の一本化を急ぐべきではないか。2点目の論点は、移管作業が進んでいない地域下水処理施設の移管も早急に進めるべきではないかとの2点について論点が出され、これに沿って討議を行いました。

討議の内容は、以下のとおりです。

1点目については、料金の一本化により料金をわかりやすくすべきです。汚水処理という同様のサービスで地域ごとに異なるのは、市の一本化にも反するものではないかといった料金を統一すべきであるとの意見が出されました。 2点目については、施設が老朽化している。移管するのは、手に負えなくなった施設を行政が引き受ける感じがして不公平感も否めない。そのため、早く移管して市の管理下で運営すべきであると移管をおくらせれば老朽化が進み、移管後すぐに建てかえなどの対応が必要となり、計画的に改修を検討する時間が短くなるといった移管を急ぐべきであるとの意見が出されました。

この2点の論点に対して、移管を急がず料金の統一もおくらせるべきではないかとの新たな論点が提示されました。その理由として、姶良ニュータウンは移管のときに積立基金を施設ともども移管した。これは、将来の建てかえのための準備金である。この積立基金がなければ国庫補助金を活用しても使用料への影響は否めない。そのため、市が施設の受け入れをする場合は、財政的体力を持った状態で移管してもらう必要がある。料金の統一化は、建てかえの準備や基金積立の見通しが立った段階で行うべきである。公平性の視点から言えばこのことはやむを得ないとの意見が出されました。ここで、移管を急がず料金の統一もおくらせるべきと料金の一本化と移管を急ぐべきとの論点が争点となりました。

結果、産業建設委員会では老朽化する施設を移管する場合は、施設の建てかえのための基金を準備すべきであり、基金創成の前に移管する場合は団地側は基金積立が可能な料金体系を受け入れる必要があるとして、移管には基金の創成が不可欠であるとの点で合意しました。そして、現在移管交渉が進んでいる朝日ヶ丘団地は汚水処理施設をみさと台と合体させるなど、運営合理化のため所管課は計画作成を急ぐべきであるということと、団地によっては高齢化により将来展望が立てにくいと思うが、施設運営のあり方に意識を高めてもらう必要があるということの2点を提言することで、委員会内の合意形成を図ったところです。

これをもって議員間討議は終了し、討論に入りましたが、討論はなく直ちに採決に入りました。採 決の結果、議案第82号 姶良市地域下水処理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件に ついては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

- ○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○8番(田口幸一君) 結論として、議案第82号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたとなっておりますが、2ページです。2ページの真ん中あたりの質疑、答弁のところで耐用年数の終期が18年後とした場合、毎年400万円の基金積立をすると約1億円の基金となりますと。その中に改修工事費が2億3,000万円程度と考えているということでございますが、この議案の第82号は水道事業部の下水道課が担当というふうに私は認識しているんですけど、この基金を毎年400万円、1億円積み立てるということですね。これは、公営企業が適用されると考えるんですが、私は。その辺のことについて、産業建設委員会ではどのような議論があったものでしょうか。これについては、一般会計からの繰り入れもあるのかどうか、そこ辺の議論はどうだったですか。
- **○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** 毎年400万円の基金積立をするという方向性のものでございますが、このことはみさと台の自治会自体の方向性も同じように進んでおりますので、それでもって基金と積み立てという方向で今検討されております。
- ○8番(田口幸一君) これは行政水道事業部とあわせて、このみさと台は今度市のほうに、水道事業部のほうに移管されるわけですよね。この条例が通れば。それでも今、委員長の答弁ではみさと台自治会もあわせて基金を今後積み立てていくわけですか、この400万円の中の。そこ辺の議論というのはもう少し詳しくお聞かせください。
- 〇産業建設常任委員長(湯川逸郎君) ちょっと時間をいただきたいと思います。
- 〇議長(湯**之**原一郎君) 暫時休憩します。

(午前10時17分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時18分開議)

○産業建設常任委員長(湯川逸郎君) 今、田口議員からの質疑でございますが、この毎年400万円の 積み立て云々ということは、公営企業としての適法は至っておりません。合併しているわけではあり ませんので、それを向けて行っていくということで400万円の積み立てを行っていった場合には、将 来は1億円の基金ができるという方向性で取り組んでいるというだけのもので、さきに申しました件 につきましては公営企業法には適用していないということでございます。

- ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑はありませんか。
- ○18番(森川和美君) 1点だけお尋ねいたしますが、報告の中で先ほども少し同僚議員からありましたが、18年後の改修工事費が2億3,000万ということでございましたが、このみさと台の18年後、15年後、18年後の世帯のいわゆる高齢化が進んでいくわけですよね。そうしますと、現在のみさと台の状況を見ますと、ほとんどもう家は建ち込んでいるわけですけれども、世帯が少なくなっていくことはこれ確実に見えていると思うんですが、そうした観点からするといわゆるこの使用料の減額がどんどん進んでいくということにもつながっていくと思うんですけども、そこあたりの議論はございませんでしたか。人口減と世帯減。
- **○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** 処理人口の問題だと思っておりますので、それにかえさせていただければと思いますが、みさと台の処理人口は計画人口が2,100人、そしてこの処理人口が692人というような形でありますので、これに基づく総体的な導入を考えた場合には全体的には43%ぐらいになるんじゃないかなというような予想のもとで調査をいたしたところです。
- ○議長(湯之原一郎君) よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。
- ○6番(谷口義文君) 1点だけお伺いしますけれども、まずこのみさと台団地の汚水処理施設が今回条例制定に至った基本的なことからお聞きしますけれども、姶良ニュータウンの場合は姶良町時代に地域住民の要望要請あって相当な動きがありました。市に移管してくれと。そして、相当な傍聴も来られて、非常に事前に住民の盛り上がりの中で市に移管したという経緯があります。ところが、このみさと台については全く急に出てきたような話で、我々全協の中でも質疑もありませんでした。だから、あえて1点だけお伺いします。

この今回、みさと台のこの汚水処理施設の市の移管という条例制定の件は、これは行政が住民と地域と主導して行ったのか、それとも住民からの強い要望要請があってこういう条例制定に至ったのか。その辺のところを、それともう1点、産業建設委員会は所管ですから、産業建設委員会には事前にこういうみさと台の移管の話というのはあったのか、我々が初めて聞きました。だから、その辺のこの条例制定に至った経緯をどういうふうに委員会で検討されたのか。

- **○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** ちょっと時間をください。
- ○議長(湯之原一郎君) 暫時休憩します。

(午前10時23分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時24分開議)

**○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** 谷口議員の質問にお答えいたしますが、この先ほどご質問がありました件につきましては、事前に地域下水処理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の

参考資料としてなされております自治会現況のみさと台自治会現況が提出されておりますので、それに基づいて今までの経緯がなされたわけです。

それと、もう一つが旧姶良町時代に既にみさと台と朝日ヶ丘、それからホームタウン帖佐、南錦江 団地等のものがそういう処理施設を合併した形で、全てこの会計処理にしようという方向性が姶良町 時代に示されておりましたことを申し添えておきたいと思います。

- ○6番(谷口義文君) あと1点だけいいですか。朝日ヶ丘は29年度をめどに移管したいと考えていると。それとホームタウン帖佐と南錦江団地は今のところ両自治会に動きがないというような委員会での報告がありますけれども、今後この両自治会に対してはどのような動きを市としてやっていくのかという議論はありませんでしたか。
- **○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** ただいま質問がございましたその2か所については審議はありませんでした。
- ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑ありませんか。
- **〇11番(小山田邦弘君)** 付託議案でございますので、質疑の中身と議員間討議の中身についてお聞きします。特に議員間討議についてお聞きします。

共通論点を整理したということでございますけれども、共通論点となり得なかった少数の意見をお 聞かせください。

- **○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** 議員間討議を行うにあたりということで、先ほどご報告いたしましたが、質疑の記憶があるうちにということで皆さんからのいろいろなご意見をいただきました。 その論点の中の中心的なものが先ほど述べましたように、地域の下水処理施設を含めた3か所の料金 等の一本化というようなこととか、あるいは先ほど申しましたが、移管作業が進んでいる地域下水の 処理の急ぐべきという方向性、この2点的なものが論点的なものでございましたので、そのことについては審議をいたしました。
- **〇議長(湯之原一郎君)** 少数意見はなかったのかということ。少数意見はなかったのか。
- **○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** 少数意見というのはございませんでした。
- **〇11番(小山田邦弘君)** ということは、論点を整理されたというよりも最初から論点は2つしかなかったということでよろしいでしょうか。
- **○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** ご質問のとおりに、2か所の論点的なものだけで集積しました。 以上です。
- ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(湯之原一郎君) これで質疑を終わります。 委員長、降壇ください。

○議長(湯之原一郎君) 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- 〇議長(湯之原一郎君) これから、議案第82号 姶良市地域下水処理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、押しボタン方式によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

「賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長(湯之原一郎君) ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(湯之原一郎君) なしと認めます。

採決を確定します。賛成全員です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第2、議案第83号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(加治木特産品売場 ふれあい物産館)を議題とします。
- **〇議長(湯之原一郎君)** 総務常任委員長の報告を求めます。
- 〇総務常任委員長(神村次郎君) 登 壇

ただいま議題となりました議案第83号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(加治木特産品売場ふれあい物産館)の審査の経過と結果を報告します。

当委員会は、12月7日、10日に開会し、関係職員の出席を求め、現地調査も含めて詳細に審査しました。

この施設は、地元の特産品及び市内外で生産されるものなどを展示販売し、観光の振興及び地域経済の活性化を図るもので、平成3年6月1日に開館し、平成18年度から指定管理者制度により管理委託しています。平成18年度からは株式会社山形屋ストアが指定管理者として受託しています。現在の指定管理期間が平成28年3月31日に終了するため、当該施設の平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間について指定管理の公募を行いました。公募に対し2社の応募があり、市指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、株式会社山形屋ストアを加治木特産品売場ふれあい物産館の指定管理者として提案するものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、指定管理候補者選定集計表で1位が735点、2位が703点ということであり、総合計の1,200点からすると1位、2位の点差はわずか32点である。利用者のサービスの向上や効率的効果的な運営

を図るということで、山形屋ストアを指定しているが、この効率的、効果的な運用をどのように山形屋ストアが図ってきたのか、問う。答弁、山形屋ストアは平成18年から現在までふれあい物産館の管理運営をされています。その中で、山形屋ストア本店の業務もあり、店長がふれあい物産館の総括責任者もされ、管理運営についても本店の管理業務と兼ねることによって経費の節減を図られ、民間ストアとしての来客に対するサービスといった部門でも社員教育などをされて、来客への丁寧な応対などサービスの向上を図られています。

質疑、評価集計表で運営体制、組織は200点満点で128点、サービスの向上の点は80点満点で45点と、説明の割には低い点数となっているが、この点数についての説明を求める。答弁、採点表の中では利用者のサービス向上という個別の点数を見ると低いところがありますが、運営体制・組織などの部分では、効率的かつ効果的という面で点数が上がっていますので、そういった部分で山形屋ストアのほうがすぐれていると選定委員会では判断されたと思います。全体の点数からすると、得点が低いところもありますが、そのように捉えています。

質疑、総合評価で山形屋ストアになっているが、いろいろな見方の中でもう少し企業努力をしてもらえないかというような評価の結果について、担当課から相手方に伝えることはできないのか。答弁、平成26年度から市内の指定管理を委託している全施設に対して行政改革推進課で指針をつくりモニタリングチェックとして設置目的に沿って運営がなされているか、法令が遵守されているか、緊急時の連絡体制はどうであるか、あるいは管理体制などのもろもろのチェック項目について市が評価を行った上で指定管理者に対してさらに改善されるよう通知を行っています。

質疑、収支内訳を見ると、24年、25年、26年と年々売り上げが落ちてきているが、何が原因でこうなっているのか、山形屋ストアに確認したか。答弁、確かに売り上げは年々下がってきています。 これについて山形屋ストアに原因の究明を具体的にお願いしたことはありませんが、総体的に全体的な購買力の低下というものが原因ではないかと思います。

質疑、申請団体の概要、事業の計画の中に人との連携という項目がある。人の施策、福祉、雇用、環境面の取り組み、以下物産販売の雇用の確保と地元商品の取り扱い、リサイクル活動への参加ということだが、現在、山形屋ストアと人の施策についてどのように取り組みをされているか。答弁、地域との連携としては、数年前まで物産館の駐車場で朝市を行い、地元の焼き物、農産加工品、特産品、加治木饅頭、野菜などを販売していましたが、現在は定期的な開催がなされていない状況です。ストア本店のほうでは地元の野菜、農産加工品などを取り扱っていますが、これは今後の事業計画の中でそういったものも再度取り組みたいということや、新たに地元との連携を再度構築していきたいというような計画が上がってきているところです。

質疑、指定管理選定委員の選考の仕方はどうなっているのか。答弁、選定委員には市から副市長、 教育長、総務部長の3名と学識経験者として大学の講師と税理士の2名をお願いしています。それから、各施設の所管部署から当該施設にかかわりのある方を市民代表として4名推薦していただいています。

質疑、公募の方法、やり方については効率よく管理料を少なくしていくという観点に立てば、厳しく、例えばもう少し競争性を確保させるような雰囲気をつくったり、公募においてもインターネットや過去に応募されたところなどにも応募を呼びかけるなど、徹底的に広報する必要もあると思うがどうか。答弁、公募はホームページと広報紙のみで行っており、議員が言われるような仕方は現在行っておりません。今回も、事務所の位置で除外するというようなことはありませんでしたが、加治木町

時代から経営の収入の上がらない施設という位置づけでなかなか事業者も手を挙げないということも あるように聞いています。今回も、1社だけではと考えていたところ、もう1社の応募があっただけ でもよかったと思いますが、募集の仕方についても今後は検討すべきだと考えています。

以上で質疑を終結し、議員間討議に入り、次のような討議がありました。

公平公正に設定された適切な業者が市民ニーズに応え、施設管理を行うことが必要である。また、今までどおり委託料にこだわらなくてもよいのではないか。2点目、指定管理料を払わないと運営できない施設とは区別しないといけないが、無償で貸与できるところは貸与するなど、現在の指定管理を精査すべきである。3点目、施設の指定管理制度は行政でできない住民サービスを民間にお願いすることである。4点目、運動公園などの利用料をとって運営している施設とは物産館は違う。5点目、現在物産館は加治木の地元で生産されているキャロット製品や龍門司焼のほか、地元の特産品などを販売しているので、これらの取り扱っている品目をもっといろいろな手段でPRすれば売り上げも上向くのではないか。最後ですが、営利的な場所の施設は現在の指定管理料では高いのではないか。施設を無償で貸し出すことはなかなか難しいかもしれないが、指定管理料の料金の見直しを検討してみるべきではないか。

質疑、議員間討議を通じて、次のような課題が提言され、委員会内の合意形成が図られました。

1点目、指定管理委託料の料金の見直しをする時期ではないか。また、もっと施設、取り扱い品のPRが必要ではないか。2番目、施設を無償で貸与することも検討すべきではないか。今後の指定管理者選定については、選定委員会のメンバーをあらゆる分野から選考するよう再検討すべきではないか。以上の議員間討議の後、討論に入りましたが、討論はなく、採決結果、議案第83号 公の施設の指定管理者の指定に関する件については全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で総務常任委員長の報告を終わります。

○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。 委員長、降壇ください。

○議長(湯之原一郎君) これから討論行います。討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- O議長(湯之原一郎君) これから、議案第83号 公の施設の指定管理者指定に関する件(加治木特産 品売場ふれあい物産館)を採決します。

この採決は押しボタン方式によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

**○議長(湯之原一郎君)** ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) なしと認めます。

採決を確定します。賛成全員です。したがって、議案第83号は可決されました。

〇議長(湯之原一郎君) 日程第3、議案第84号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(定住促進 住宅 コーポ龍門)を議題とします。

○議長(湯之原一郎君) 産業常任委員長の報告を求めます。

# 〇産業建設常任委員長(湯川逸郎君) 登 壇

ただいま議題となりました議案第84号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(定住促進住宅コーポ龍門)について産業建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

この議案は、11月20日の本会議に上程され、12月4日の本会議で質疑の後、産業建設常任委員会に付託されたものです。

当委員会は、12月7日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に質疑を行いました。

そして、8日に合意形成を図るため、議員間討議を行い、10日に討論と採決を行いました。議案第84号の概要を説明いたします。

本件は、現在、定住促進住宅コーポ龍門の指定管理者の指定期間が平成28年3月31日までで完了するため、新たに平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間の指定管理者を指定しようとするものです。指定管理者となるのは、これまでと同様に有限会社姶良不動産センターです。

以上のような主旨の説明を受け、質疑に入りました。質疑の主なものを申し上げます。

質疑、この指定管理者への応募は1社だったのか問う。収支計画は、計画書に160万円とあるがこれには不動産仲介手数料等は含まれているのか問う。答弁、応募は姶良不動産センター1社でした。 指定管理料の160万円は予算額であり、実際は家賃収入の8%を支払うことになっていますので、各年度金額は増減します。また、仲介手数料は発生していません。

質疑、空き部屋が8戸とのことだが、その原因をどのように分析しているか。答弁、10月1日現在で60戸中52戸が入居者され、8戸が空き部屋となっています。空き部屋がある理由としては、地理的な問題があると考えています。

質疑、家賃軽減設定を二人以上の場合を5,000円としてあるが、空き部屋対策として3人以上の場合はさらに減額するなどの施策が必要ではないか。答弁、コーポ龍門は定住促進住宅としての位置づけです。そのため家賃体系を平成28年4月1日から見直し、山田住宅とコーポ龍門の家賃の減額を同じとし、具体的には1人の子どもで5,000円、二人で1万円、3人以上が1万3,000円の減額とする予定です。

質疑、コーポ龍門の入居者の児童で竜門小学校に何名が通学しているか。答弁、10月1日現在60戸のうち52戸入居です。全部で162名です。子どもの内訳は未就学児が33名、小学生が19名、中学生が6名、高校生が3名となっています。子どもの合計数は61名です。小学生の19名は全員竜門小学校に通学しています。

質疑、全体質疑で4戸の滞納者があるとの答弁だが、滞納には指定管理者が対応するのか。市は介在しないのか、滞納は生活困窮者の第一のサインになることを考えると、これを悪質だとして指定管理者に任せたままというのはどうかと思うが見解を問う。答弁、滞納分も指定管理の委託の範囲ですので、対応は指定管理者ということです。家賃の徴収を効率化するため、指定管理制度を活用してい

ます。滞納の状態について報告をもらうケースもあります。

質疑、入居者の52戸のうち、何戸が自治会加入をしているのかを問う。答弁、指定管理にかかわらず自治会への加入状況は把握していません。新規入居の際に、自治会加入を促しており、この取り扱いはほかの市営住宅も同様です。

質疑、中学校への進学を機会に下場へ引っ越しする人や、子どもが巣立ち家賃免除がなくなったことを機会に退去する人もあるため、空き部屋はふえてしまう。これを踏まえて入居者増のための施策を繰り出すべきだと思うがどうか。また、教育部とも連携した対応の状況を説明せよ。答弁、市としても満室を望んでいるため、家賃の減免条件を改善して実施するための準備をしているところです。若年層だけの入居を求めるのは困難だと考えていますが、広報などを通じて入居を促す努力をしていきたいと考えています。教育部との協議などは検討すべき課題であると考えています。

質疑、若者の定住促進を図る上で、指定管理者に全てをゆだねるのではなく、市も定住促進のためにもっとかかわっていくべきと考えるがどうか。答弁、入居者を市のほうで選ぶというのは困難であると考えています。ただし、今回の家賃減免の制度改正などを市と指定管理者が協力して広報していけば、若年層の入居につながるのではないかと考えています。

質疑、家賃の改正は既に広報しているのか。それとも、指定管理者が広報するのか。答弁、これから入居を希望する人には減免制度の改正について伝えることになります。広報のあり方は、指定管理者とも協議していきたいと考えています。

質疑、指定管理料は家賃収入の8%だが、この率が妥当かどうか見解を問う。また、8%の根拠は何か。答弁、現在の入居状況を反映させた数値でありますので妥当であると考えています。コーポ龍門は指定管理料を別途支払うというシステムではなく、家賃の8%や修繕等を支払うというシステムとしています。

質疑、修繕料の2万円はどのようなものに使われているのか。答弁、修繕料は5万円未満は指定管理者の負担とし、5万円以上は市の修繕料で負担するとの取り決めになっています。修繕料の内容は、市営住宅と同様に水道蛇口や換気扇の修理など、軽微な5万円未満のものについて指定管理者が行っています。

以上で、質疑を終結し、議員間討議を行いました。議員間討議を行うにあたり討議の論点を抽出することとし、質疑の記憶が残るその日のうちに論点の抽出を行いました。抽出された論点のうち、共通する点に着目し、委員会の共通論点として整理しました。

1点目の論点は、空き部屋解消に向けた指定管理者の役割がわかりにくいのではないか。2点目は、 市は住宅の運営管理を委託したことで定住促進の施策の責務まで手放しているのではないか。3点目 は、家賃減額の制度改正をしても広報のタイミングが遅く、新入学生の入居促進につながらないので はないか。4点目は、家賃や敷金の金額はさらに減額すべきではないか。5点目は、定住促進住宅コー ポ龍門だけが小山田地区の定住促進策の全てになっているのではないかの5点について討議を行いま した。討議の内容は以下のとおりです。

1点目について、「指定管理者の選定条件に入居者をふやすための営業活動等を入れ込めないか。」や、「指定管理者の指定条件に空き部屋が発生すると収入にペナルティーがあるような仕組みづくりが必要ではないか。」、そして、「指定管理の範疇がわかりにくい。」などの意見がありました。2点目について、「入居募集にどの程度行政がかかわっているのか。」や、「行政は家賃収入の8%を指定管理者に支払うことで当該事務が完結すると考えている。空き部屋があることに問題意識がなけれ

ば、この住宅の本来の意味はなくなる。」や、「定住促進には行政や地域が地域活性化のために本気 になって努める必要があるのではないか。」また、「指定管理者が優遇制度などのアイデアを出すの は容易ではないので、対策案については行政が策定すべきではないか。」そして、「建設部、教育委 員会、地域、指定管理者が協議をしてほしい。」、などの意見がありました。 3 点目について、「家 賃減免の制度改正の実施を28年4月から実施し、その広報は市報の1月号に載せたいとのことだった が、市民が引っ越しと入学の判断をするのはもっと早い段階である。市長決裁が済んでいるなら、で きるだけ早く広報をし、コーポ龍門への入居を促すべきである。」や、「竜門小学校区への転居を考 える人たちが検討するきっかけになるためには、もっと情報提供が丁寧に行われるべきではないか。」 などの意見がありました。4点目について、「PRする場合、減額方法のみを知らせるのではなく、 子どもの数によって最終的にどれだけの負担になるといった説明の仕方がわかりやすく効果的だと考 える。」また、「空き部屋がなかなか埋まらないというのは、地理的条件があると思うと、家賃を安 くすることしかないと思う。」そして、「子どもがいる家庭を優遇し、子育てが終われば家賃が上が るような制度設計をし、割り切りが必要だと思う。これは、そのための特殊な住宅と位置づけて取り 組んだほうがよいと思う。」などの意見がありました。5点目について、「この定住促進住宅はその 文字通りこの住宅を出てこの地域に家をつくって住んでもらわないといけない、これが定住促進住宅 の狙いだと思う。定住というのは、その地域に暮らしてなれ親しんでもらって、そこの地域に家をつ くって将来にわたって住んでもらうための定住だと思う。」などの意見がありました。

結果、産業建設班では「定住促進住宅に空き部屋があることについて、もっと危機感を持って対策を考えるべきである。そして、その一環として家賃や敷金のあり方ももっと戦略的なものとする必要がある」との意見で合意しました。また、「対策を検討するにあたっては所管課、教育委員会、地域、指定管理者のそれぞれが持つ特意な分野を生かしながら、施策を策定していくべきである」との提言をすることで、委員会内の合意形成を図ったところです。これをもって議員間討議は終了し、討論に入りましたが、討論はなく、直ちに採決に入りました。採決の結果、議案第84号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(定住促進住宅コーポ龍門)については、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

- ○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- **〇7番(神村次郎君)** 議員間討議もすごく深堀がされていて、参考に大変なるところです。この地域は、陶夢ランドがあり、学校があり、陶器の、県内でも有名な陶器の産業があるところですが、相当子どもたちを教育をするとか、それから若い人たちが住んで、すごく環境のいい地域だと思います。そういった点では、私はこの住宅のPRは行政としてPRは少し足りないのではないかという感じがするんですが、どこかそこら辺の議論はありませんでしたか。
- **○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** 先ほども定住促進のことでPRの云々ということも出ました。 その中でもやはりほかに、先ほど述べました質疑答弁の中で既に述べておったと思いますが、そうい うようなあえてPRを云々というようなことは別にありませんでした。

- ○議長(湯之原一郎君) よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。
- ○8番(田口幸一君) 今の報告の中で10ページですね、ちょうど上から何行目ですかね、全体質疑で 4戸の滞納者があるとの答弁だが、このことについて4戸の滞納者、連帯保証人というのが入居する には設定されていると思うんですが、委員会の中で4戸の滞納者の中で連帯保証人等の審査議論はな かったものか。それから、この9ページの質疑のところで空き部屋が8戸、8戸が空き部屋となって いるということですが、今同僚議員も質疑されましたが、そんなに近くに竜門小学校もありますし、 バスもなんか送り迎えしているのではないかと思うんですが、そこでなぜこういうふうに空き部屋が 8戸もあるのか、答弁も書いてありますけど軽減とか、そこ辺の突っ込んだ議論はあったものか、な かったものかその辺のところをお聞かせください。
- ○産業建設常任委員長(湯川逸郎君) 先ほど、田口議員のほうから言われました連帯保証人の件につきましては、別に議論はなされておりません。それと、地域のこのコーポ龍門に対する市営住宅ですね、そのことにつきましてやはり当初からコーポ龍門の目的がありましたので、空き部屋が確かに8戸ありますが、その件につきましてもやはりその地域に定住していただくことを条件とした入居者というのがなかなか出てこないようであります。そのあたりしかつぎ込んだ深みのある議論はいたしておりません。
- ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑はありませんか。
- **〇15番(東馬場 弘君)** 2点ほど。今もありましたですけども、9ページの1の下のほうですね。 空き部屋が8戸のことだが、その原因をどのように分析しているかということに対しまして答弁が、 地理的な問題があると考えていますと。答弁はこれだけなんですけど、この中身にほかにどのような 審査をされたのか、これで終わったのか。これが1つと。

10ページ、真ん中辺ですけども、質疑、入居者の52戸のうち、何戸が自治会加入をしているかとの問いに、把握していませんというような答弁なんですけども、議員間討議の中で2点目だったと思いますけども、最後のほうに建設部、教育委員会、地域、指定管理者が協議してほしいというようなことを書いてありますけども、やはりこれは横の連絡を、市民生活も含めての大事なことだと思いますので、そういった感じの質疑はなかったのか、この2点についてお伺いします。

**○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** 空き部屋が8戸とのことだが、その原因はどのように分析しているかということで、地理的な問題があると考えていますということで、その踏み込んだ地理的な云々ということで、やはり小学校区の目的がありますので、そのあたりを重点的に質疑した討論をなされたものでございます。

それと、もう一つは。

- ○議長(湯之原一郎君) 休憩とりますか。
- **○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** はい。休憩してください。

〇議長(湯之原一郎君) 暫時休憩します。

(午前11時08分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分開議)

- ○産業建設常任委員長(湯川逸郎君) 先ほども答弁でほかの部署との連携云々ということでございましたが、そのことにつきまして建設部、教育委員会、地域、指定管理者が協議をしてほしいという意見がありましたが、その深いところまでは協議をいたしておりません。それと、もう1点、先ほど田口議員に申しましたけれども、連帯保証人の件が出ましたが、それにつきまして保障会社が連携をとっておりますので、そのことにつきましてはつぎ込んだ協議は行っておりません。
- 〇議長(湯之原一郎君) ほかに質疑はありませんか。
- ○5番(堂森忠夫君) 1件だけ質疑いたします。この答弁の中で10ページの一番上のほうですが、一人子ども5,000円、二人で1万円ですね。3人以上は1万3,000円と減額するというふうに予定しているということでございますけど、この委員会での討論を見ますと、減額するべきだという声がすごく多いわけですけど、この3人以上の減額をもうちょっと2万円にするとか、そういったことは議論なされなかったのでしょうか。その1点だけお伺いします。
- **○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** 3人以上が1万3,000円の減額とする予定ですという形で、そのほかのどうこうということでは処理体系は審議しておりません。
- ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) これで質疑を終わります。 委員長、降壇ください。
- ○議長(湯之原一郎君) これから討論を行います。討論はありませんか。 「「なし」と呼ぶ者あり〕
- 〇議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- **〇議長(湯之原一郎君)** これから、議案第84号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(定住促進住宅コーポ龍門)を採決します。

この採決は押しボタン方式によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長(湯之原一郎君) ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(湯之原一郎君) なしと認めます。

採決を確定します。 賛成全員です。 したがって、議案第84号は可決されました。

**○議長(湯之原一郎君)** ここでしばらく休憩します。 5 分程度とします。 (午前11時13分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分開議)

## 〇議長 (湯之原一郎君)

日程第4、議案第85号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(米丸地区いきいき交流センター) 日程第5、議案第86号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(西浦地区いきいき交流センター) 日程第6、議案第87号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(小川内地区いきいき交流センター) 日程第7、議案第88号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(中央A地区いきいき交流センター) 日程第8、議案第89号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(下久徳地区いきいき交流センター) 日程第9、議案第90号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(川東地区いきいき交流センター) 日程第10、議案第91号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(白男地区いきいき交流センター) 日程第11、議案第92号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(迫地区いきいき交流センター) 及び

日程第12、議案第93号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(中央B地区いきいき交流センター) までの9件を一括議題とします。

○議長(湯之原一郎君) 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

### ○文教厚生常任委員長(萩原哲郎君) 登 壇

ただいま議題となりました議案第85号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(米丸地区いきいき交流センター)から議案第93号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(中央B地区いきいき交流センター)までについて一括して審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、12月8日、11日に開会し、関係職員の出席を求め現地調査を行い、詳細に審査しました。教育部社会教育課、指定管理者制度を導入している施設の指定期間が平成28年3月31日までとなっているため、姶良市公の施設にかかわる指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号の規定に基づき、施設の性格、規模、機能を考慮し、公募せずに当該地区公民館などに指定管理者候補者として選定したものです。旧蒲生町時代の地域づくり政策を進めていく中で、地域の拠点施設という位置づけがあり、平成8年から21年までの間に9か所が建設されています。建設にあたっては、受益者負担の観点から負担金をとっての建設だったが、このいきいき交流センターについてはその負担金は基金として地域にとどめておいて、運営上修繕とか、そういったものが出てきたらその金を使うというような施設です。なお、利用者は9施設合計で前年度は9,345人でした。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、社会教育法ではなく、地方自治法が適用されるいうことだが、施設の修理をすることになったらどのような補助ができるのか。答弁、施設は市の所有なので大幅な改修を伴うものは市が負担すべきものと指定管理の協定書にうたってあります。大方30万円を基準に考えています。軽微な修繕は基金を持っていますので、指定管理者のほうで負担していただくというような考え方です。

質疑、軽微な修繕の基準は。答弁、館の修繕に伴う基準は30万円を基準に考えています。ただ、微妙なところは市と指定管理者の協議によって決定していくという考え方で協定書にうたっております。以上で質疑を終結し、議員間討議に入りましたが、施設の有効活用についていきいき交流センターをスポーツ合宿や各種団体等にももっと活用してほしいという論点で討議を深めました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第85号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(米丸地区いきいき交流センター)から議案第93号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(中央B地区いきいき交流センター)については、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員長の報告を終わります。

- ○議長(湯之原一郎君) これから、一括で質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。 委員長、降壇ください。
- ○議長(湯之原一郎君) これから一括で討論を行います。討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- 〇議長(湯之原一郎君) これから、議案第85号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(米丸地区 いきいき交流センター)から日程第12、議案第93号 公の施設の指定管理者の指定に関する件(中央 B地区いきいき交流センター)の件までの9件を一括で採決します。
- **〇議長(湯之原一郎君)** お諮りします。議案第85号から議案第93号までの9件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(湯之原一郎君) 異議なしと認めます。議案第85号から議案第93号までの9件は、委員長報告のとおり可決と決定しました。
- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第13、議案第94号 平成27年度姶良市一般会計補正予算(第4号)を議 題とします。
- ○議長(湯之原一郎君) 一般会計予算審査特別委員長の報告を求めます。
- 〇予算審査特別委員長(湯元秀誠君) 登 壇

議案第94号 平成27年度姶良市一般会計補正予算(第4号)でありますが、冒頭に訂正をお願いし

たいと思います。ページ20ページの一番下の段ですが、32万3,000円となっておりますが、32万4,000円に訂正方お願いしたいと思います。

しばらくお待ちください。

〇議長(湯**之**原一郎君) 暫時休憩します。

(午前11時27分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時27分開議)

○予算審査特別委員長(湯元秀誠君) 原案のとおりだそうですので、もう1回訂正をいたします。

ただいま議題になりました議案第94号 平成27年度姶良市一般会計補正予算(第4号)について、 一般会計予算審査特別委員会での審査の経過と結果について報告いたします。

この議案は、11月20日の本会議に上程され、12月4日の会議で質疑の後、本委員会に付託をされたものです。それでは、まず総務班所管の報告です。総務部財政課、今回の繰越金は4,087万6,000円です。平成26年度決算による平成27年度への前年度繰越額は4億5,654万6,000円となり、今回の補正後の額を差し引くと繰越金の留保額は2億8,562万5,000円となります。

税務課、徴税費、賦課徴収費は過年度還付金400万円の補正です。市税の過年度分平成24年度からの個人住民税、法人市民税、償却資産等の修正申告により10月末現在で276件、1,372万6,308円の還付処理を行っております。本年度分執行見込み額を1,900万円と予定し、総額400万円の補正です。財源は一般財源です。

危機管理課、消防費、災害対策費の防災無線維持管理事業は548万6,000円の補正です。蒲生町松生地区に屋外拡声装置の設置や公用車購入、移動系防災行政無線を公用車へ設置する事業費の計上です。 財源は電源立地地域対策交付金、電力移出県等交付金500万円です。電力移出県等交付金は、発電した電力を県外に移出している県に対して交付されるもので、川内原子力発電所から半径30キロ圏内7市町に交付され、10年間で5,000万円の交付が見込まれています。

選挙管理委員会、選挙費、選挙管理委員会費の298万円は選挙管理委員会事務局一般管理費の補正です。公職選挙法が改正され、有権者年齢が満18歳以上になったことによる選挙人名簿システム等の改修委託料です。この改修により、平成28年6月19日から、公示または告示される選挙から満18歳以上が投票できることになります。財源は、国庫補助金と一般財源です。

企画部商工観光課、商工費、観光費の観光PR事業費は50万円の補正です。平成28年3月6日に開催される鹿児島マラソンに参加する約1万人のランナーをおもてなしするものです。横断幕の作成、掲示、応援グッズの作成配布、特産品や銘菓の振る舞いのほか、温かくランナーを迎える準備を進めるものです。これらの業務をイベントなどの取り組みを実践している市観光協会へ委託します。また、特設の応援エリアでは吹奏楽や和太鼓の演奏による応援も計画されています。

財源は一般財源です。報告するような討議はありませんでした。

以上が、総務班所管の報告です。

次に、文教厚生班所管の報告です。

保健福祉部長寿障害福祉課、障害福祉費の障害者自立支援給付事業8,900万円、障害児通所支援事

業9,400万円は、ともに利用者の増による扶助費不足分を見込んでの増額補正です。主な要因は、障害者自立支援給付事業における就労継続支援事業所の開設などに伴う利用者の増です。また、障害児通所支援事業も事業所の開設や近年、発達障害の概念が広がり、障がいを疑われる子どもが増加傾向にあることが要因です。

歳入の民生費国庫負担金、社会福祉費負担金9,150万円と民生費県負担金、社会福祉費負担金4,575 万円は障害者自立支援給付事業費及び障害児通所支援事業にかかる費用の国県の負担金です。負担率 は4分の3です。

子ども政策課、児童措置費の補正2,300万円は、児童手当給付事業で前年度比の給付額は平均1.6%の増加、給付者数では平均1.7%の増加により予算に不足が生じる見込みのため計上したものです。歳入は、民生費国庫負担金、児童福祉費負担金1,606万4,000円と民生費県負担金、児童福祉費負担金346万8,000円を充当します。

保険年金課、歳出は国保財政安定化支援事業繰出金の確定見込みによる減額補正798万9,000円です。市民生活部環境施設課、保健衛生費、火葬場費はあいら斎場施設整備事業費としての補正1,467万6,000円です。のり面伐採業務委託料237万6,000円は、建設に伴い購入した山林の一部が建築基準法の急傾斜地に該当する箇所と、境界線を越境しての民地にかかる樹木及び敷地内にある不用な樹木を伐採し、着工前に実施しておくための増額補正です。工事請負費1,230万円の火葬場造成工事は、当初予算では1,900万円を概算計上していましたが、実施測量設計より各種数量などを詳細に見積もったときに、小山の土量が大幅に増加したことや、簡易試掘により土質が軟岩で覆われ採掘、運搬、処理費用が増加したこと及び労務単価の改正による増加分などが全体の工事額を上昇させたため、これらの不足分の増額補正です。この補正に伴う財源として合併推進事業債で1,100万円を見込み、残りは一般財源です。本件については、予算現額と比較して補正予算の額が多いので、積算した都市計画課からその事情を聞き調査しました。その理由として、ほかに現存する資料もなく、図面の等高線の違いにより見積もりが食い違っていたとのことであった。

教育部学校教育課、小学校費、教育振興費の420万5,000円と、中学校費、教育振興費の294万1,000円は、ともに就学援助にかかる増額補正です。これは要保護、準要保護の児童生徒を対象に支給される援助費です。対象となる費目は通学の学用品費と新入学時の用品費、学校給食費、修学旅行費、遠距離通学生のための通学費、通学用品費、学校から治療の指示を受けた医療費、体育の格技などで使用する体育実技用具費などです。これらの中で新入学用品費は小1、中1に援助し、修学旅行費は小6、中2への援助です。今回の増額補正は、昨年に比べ該当する児童生徒がふえたことが理由となっております。

また、幼稚園費、教育振興費の417万2,000円は幼稚園就園奨励費補助金の増額補正で国が定める所得割非課税世帯への補助金の限度額が引き上げられたことと、私立幼稚園に通う在園時世帯の市民税所得割額の課税状況や就園児の人数などにより保育料が減免となる対象園児の数が確定したことによる増額補正です。

保健体育課、学校給食費の22万8,000円は、小学校給食室別棟の維持管理にかかる賃金の増額補正で、9月末日付で職員が退職したため、事務補助者賃金3か月分の計上です。その内訳は、1月当たり14日の勤務で日額5,425円です。班会において次の論点が抽出されました。①要保護、準要保護予算が毎年ふえて増加傾向にあるのではないか。②給食室別棟の正規職員の代替を非正規職員として業務の補完が十分なのか。③火葬場建設予定地造成工事費の設計額の大幅な見直しは予算積算の取り組

む姿勢と体制に問題はなかったのか。

文教厚生班での議論展開。論点の整理、議員間討議の中で論点①については、要保護・準要保護予算が毎年ふえてきているということを争点に据えたが全国的な動向と捉えた。また、新入学に必要な学用品費や修学旅行費など実績に基づき支援するので事前に準備金を用意することが必要ではないかという意見がありましたが、班としての合意を形成するには至りませんでした。論点②については、正規職員が辞めた後を補うため、学校給食係が補助しても月14日勤務で今までの仕事量をこなせられるのかということが議論になりましたが、現況を質すにあたり大きな支障はないということで一致し、論点として深まりを見せることはありませんでした。論点③については、当初1,900万円の予算を組みながら、1,230万円もの増額予算を組んできたことから、当初設計の精緻さと庁舎内部の設計に疑念を持ったので、設計精度を高める面からも丁寧な説明を受け、予算見積もりにおいて実測が不備であったことが大きな問題ということで意見の一致を見た。今後は、机上の予算見積もりではなく、精度を高めるべくあらゆる角度から検討することを強く執行部に求めることで合意形成に至りました。以上が、文教厚生班所管の報告です。

次に、産業建設班所管の報告です。農林水産部林務水産課、林業振興費の32万4,000円は、特用林産物総合対策事業として、県の100%補助事業である里山林機能回復事業を実施するものです。具体的には幹線道路沿線の竹林の防災機能や、景観保全機能を目的に荒廃した竹林の伐採整理を行うものです。当初計画では、脇元の白銀坂登り口周辺の0.6haの竹林を事業実施地としておりましたが、台風15号によりその予定地周辺が被害を受けたため、県に0.17haの追加要望をしていたところ、補助金内示があったため今回需用費2万4,000円と委託料30万円を増額補正するものです。歳入の農林水産業費県補助金32万3,000円は、里山林機能回復事業費補助金です。

耕地課、次に、現年度耕地災害復旧費の291万1,000円の増額は、蒲生町下久徳地区の幹線用排水路のうち、トンネル部分の天端が崩落したことによる市単独の災害復旧工事です。その内容は、延長5.3 m、幅0.8m、高さ1.2mのボックスカルバートの設置1件にかかる工事費の計上です。

建設部土木課、道路維持費の926万3,000円の増額は、社会資本整備総合交付金事業の予算組み替えで、事業名を一般単独道路維持整備事業としていますが、国庫補助金の対象となります。工事の場所は西別府線舗装修繕工事で加治木町西別府の曲田地区から菖蒲谷地区へ延長約130mの舗装工事を行うものです。道路新設改良費の926万3,000円の減額は、社会資本整備総合交付金事業で予定していた岩原本通線道路改良工事の一部工事計画の見直しと工法の工夫により工事費の減額が生じたものです。歳入の土木債のゼロ円は、社会資本整備総合交付金事業での工事費の減額分を一般単独道路整備事業で同額を増額して起債することとしたため、370万円の増減差し引きの結果です。議員間討議を行うにあたり班会の共通論点として次のように整理しました。1点目の論点は、用排水路のトンネルは崩落が起こると人的災害につながる可能性があり、危険ではないか。2点目の論点は、かんがい用の用水路に浄化されていない生活排水が流れ込んでおり、それが田んぼなどに流れ込めば不衛生ではないかとの2点について論点が出され、この論点について、沿って討議を行いました。

1点目の論点について、かつては田畑の下をトンネルの用水路が掘られていたが、今やその田畑が宅地化している。その危険性を市民に知らせる必要があるのではないかや、今回の崩落があった水路は住宅の下や人が集まる集会施設の下を通っており、一部陥没も見られる。水路の位置を変えることはできないか。また、行政や土地改良区の管理者側が市内の水路の実態を把握していない可能性があるので、調査する必要があるのではないかなどの意見がありました。2点目の論点について、農地の

宅地が進む地域の用水路はその機能が生かされているのか調査すべきであるや、用水路の機能はパイプラインに移行して、排水路の機能に特化するなどの見直しが必要ではないかなどの意見がありました。

結果、産業建設班では、まずは幹線用水路のトンネルを有するものを優先的に調査し、その実態を明らかにすべきではないか、特に今回崩落を起こした三大字の用水路は宅地も近く最優先で行うべきである。さらに土地改良区のある地域の幹線用水路のトンネルだけでも急いで調査し、その実態を明らかにすべきであるとの意見で合意しました。そして、宅地内や公共的施設の地下をトンネルが通る幹線用水路は市民に知らせるために何らかの表示や地図で表すなどの対策が必要であると提言することで委員会内の合意形成を図ったところです。以上が産業建設班所管の報告です。

各班長より報告があった事項について要約して報告いたしましたが、各班の詳細な質疑、討論及び 委員会審査における質疑につきましては、会議録をご参照ください。

質疑の後、討論を行いましたが委員会での討論はなく、採決結果、議案第94号 平成27年度姶良市 一般会計補正予算(第4号)は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、一般会計予算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

- **○議長(湯之原一郎君)** これから討論を行います。本案につきましては、1名の議員より通告がありました。8番、田口幸一議員の発言を許します。
- **〇8番(田口幸一君)** 今議案については通告をしておりましたが、今予算審査特別委員長が報告されたとおり全会一致で可決になりましたので、この討論は取り下げます。
- **〇議長(湯之原一郎君)** ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(湯之原一郎君)** これで討論を終わります。
- 〇議長(湯之原一郎君) これから議案第94号 平成27年度姶良市一般会計補正予算(第4号)を採決します。

この採決は、この採決は、押しボタン方式によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可 決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタ ンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

**○議長(湯之原一郎君)** ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(湯之原一郎君) なしと認めます。

採決を確定します。賛成全員です。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第14、議案第95号 平成27年度姶良市国民健康保険特別会計事業勘定補 正予算(第2号)を議題とします。
- ○議長(湯之原一郎君) 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

# 〇文教厚生常任委員長(萩原哲郎君) 登 壇

ただいま議題となりました議案第95号 平成27年度姶良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について、審査の経過と結果を報告します。

当委員会は、12月7日、11日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。

歳出は、不足が見込まれる退職被保険者等療養給付費の、診療報酬の増額と一般被保険者保険税還付金及び一般被保険者還付加算金の増額の計上です。

歳入は、療養給付費等交付金の増額、繰入金の増額、診療金及び諸収入の増額の計上です。

- 〇議長(湯之原一郎君) 委員長、繰入金の減額です。
- **○文教厚生常任委員長(萩原哲郎君)** すみません。訂正いたします。繰入金の減額、繰越金及び諸収入の増額の計上です。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、退職被保険者等の療養給付費2,000万円は、退職被保険者だけが不足して、一般被保険者は 足りるのか。今回計上したのは具体的にどういう療養給付費がふえたためなのか。答弁、一般被保険 者は現段階で追加補正をするほどではありません。ただし、冬場になりこれからインフルエンザの流 行などで財源不足が生じたら、3月補正でお願いしたいと思います。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第95号 平成27年度姶 良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)については、全会一致で原案のとおり可決す べきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

- **〇議長(湯之原一郎君)** これから質疑を行います。
- ○18番(森川和美君) 1件だけお尋ねいたしますが、今回のこの議案95号は退職被保険者だけの不足ということで補正になっているわけですが、退職被保険者にいわゆる会社勤めから社会保険から異動加入されるこの毎年の人数の増あたりはどのような状況になっているか、そこらの審査があったのかどうか、それと団塊世代の世帯がもう終ろうとしているわけですけども、このピーク時の退職被保険者の世帯数等は押さえてあるんでしょうか。
- **○文教厚生常任委員長(萩原哲郎君)** 退職被保険者の増者の人数あったのかというのと世帯数ですね、 そのもの等に対しては質疑はありませんでした。

**〇議長(湯之原一郎君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) これで質疑を終わります。

委員長、降壇ください。

○議長(湯之原一郎君) これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- 〇議長(湯之原一郎君) これから議案第95号 平成27年度姶良市国民健康保険特別会計事業勘定補正 予算(第2号)を採決します。

この採決は、押しボタン方式によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

**〇議長(湯之原一郎君)** ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(湯之原一郎君) なしと認めます。

採決を確定します。賛成全員です。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第15、議案第96号 平成27年度姶良市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)を議題とします。
- ○議長(湯之原一郎君) 文教厚生常任委員長の報告を求めます。
- 〇文教厚生常任委員長(萩原哲郎君) 登 壇

ただいま議題となりました議案第96号 平成27年度姶良市後期高齢者医療特別会補正予算(第1号)について、審査の経過と結果を報告します。

当委員会は、12月7日、11日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金に、被保険者保険料負担金の増額と保険料還付金及び還付加算金に保険料の還付金等の増額、一般会計繰出金に翌年度精算方式に基づく一般会計からの繰り戻し金の計上です。

歳入は、繰越金及び諸収入で計上です。

次に、質疑を行いましたが、報告すべき質疑はありませんでした。討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第96号 平成27年度姶良市後期高齢者医療特別会補正予算(第1号)は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。 「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。 委員長、降壇ください。

**○議長(湯之原一郎君)** これから討論を行います。討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- **○議長(湯之原一郎君)** これから議案第96号 平成27年度姶良市後期高齢者医療特別会補正予算(第 1 号)を採決します。

この採決は、押しボタン方式によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長(湯之原一郎君) ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(湯之原一郎君) なしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

**○議長(湯之原一郎君)** ここでしばらく休憩します。午後1時10分から再開します。 (午前11時55分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時08分開議)

- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第16、議案第97号 平成27年度姶良市簡易水道施設事業特別会計補正予 算(第1号)を議題とします。
- **〇議長(湯之原一郎君)** 産業建設常任委員長の報告を求めます。
- ○産業建設常任委員長(湯川逸郎君) 登 壇

ただいま議題となりました議案第97号 平成27年度姶良市簡易水道施設事業特別会補正予算(第1号)について、産業建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

この議案は、11月20日の本会議に上程され、12月4日の本会議で質疑の後、産業建設常任委員会に付託されたものです。

当委員会は、12月7日に開会し、関係職員の出席を求め、現地調査を含め詳細に質疑を行いました。 そして、8日には合意形成を図るため、議員間討議を行い、10日に討論と採決をしました。

補正予算の概要を説明いたします。画面を見ていただきたいと思います。簡易水道施設管理費の463

万9,000円は、簡易水道施設を緊急に修繕、補修するための経費の計上です。主な修繕は、嶽雛場配水池の非常用発電装置の発電機の電圧が発生しないため、電源装置を修繕するものです。西簡易水道第2配水池は自動的に水位調整の制御ができなくなっているため、フロート弁の修繕を行うものです。中野地区取水井水位計修繕は、取水井の水位検出器等の修繕を行うものです。そして、今後起こり得るポンプ等の緊急修繕、緊急漏水修繕等に備えるために補正するものです。

次に、原材料費は緊急修繕等に対応するため、事前に漏水修繕用のパイププロテクターなどを準備するための資材の補給資材購入費の補正です。

以上のような主旨の説明を受け質疑に入りました。質疑の主なものを申し上げます。

質疑、西簡水第2配水池の水源はどこか。また、給水戸数は何戸か。フロート弁の故障をたまたま発見されたが、事前に把握する方法はないのか、説明せよ。答弁、西簡水の水源は霧島市溝辺町有川の竹山水源です。西簡水の給水戸数は全体で482戸です。うち辺川のほうに129戸、その残りの353戸は第2配水池から西別府の高架水槽へと送水しています。この故障は小規模な漏水の修繕の修理の際に、配水管のひび割れの拡大が起こり、第2配水池の水位が急激に下がり、フロートが最下部でとまり作動しなくなったための修理をするものです。

質疑、第2配水池の水槽に人が入った後、消毒等はどのように行うのか。答弁、漏水の際は水槽には人は入りませんが、点検の際は水を抜き取り、業者が中に入り点検します。その際、業者も入る前は靴の洗浄消毒を十分に行い、それが原因で菌がふえるというようなことは起きないようにしています。滅菌処理資材として次亜塩素酸ナトリウムを入れますが、その濃度は水道法の規定のとおり0.2 mg/L以上とし、それが家庭への給水時には濃度が0.1mg/L以上になるように調整されます。

質疑、故障したフロートが上部水面のふた付近にあれば、故障しても修理は容易である。現在の水槽の中にある構造が、修理費がかさむなどの原因となると考えるが、どうか。答弁、指摘されるようにフロートが上部にあれば、いつのときでもその動きを確認できると思います。今後、簡易なメンテナンスにつながるような構造がないのか、業者等にも依頼して調査してみたいと思います。

質疑、フロートと止水弁を全部変えるために130万円要するわけだが、全部変えなければならない理由を問う。答弁、弁の取りつけ部分は腐食が激しく、それが理由で弁が作動しなくなったため、全部を取りかえとしたところです。また、この部品は送水口と一体であり、部分修理ができない構造であるため、全体を交換するものです。

嶽雛場配水池の非常用発電機の修繕ですが、雷が落ちやすいところとの説明だが、避雷対策は考えられないのか問う。また、市民生活に直結した公共施設ですので、何らかの対策が必要と考えるがどうか。答弁、施設の入口付近の電柱に、避雷器を設置しておりますので、電線から来た分は防げると考えています。それ以外から来た場合は、現在の技術では直接的な雷の被害を水際で防ぐということは困難であると考えています。

質疑、災害が発生し、緊急用の発電機が落雷で故障を起こしていては、緊急事態に適応したシステムとは言えない。このような発電機に50万円を支出して修理をしたり、常時経費をかけて点検するのは疑問に思う。それよりレンタル発電機を設置したほうが経済的ではないか。見解を問う。これは、故障の確認後、応急措置として修理したり、または、レンタル発電機を借り上げる手続をする時間と最初からレンタルの手続をして対応する作業時間を比較するとさほど変わらないのではないか。緊急時の対応方針を転換したほうが経費的にも安く済むのではないか。答弁、現段階では、新たな経費としてレンタル料を計上することは経営上困難なため、既存の施設を活用するしか方法がないと考えて

います。今後、頻繁に同様な故障が起こるようでしたら、緊急時の対応については再検討したいと思います。

上水道工事は、管工事組合が行うが、簡易水道も管工事組合が施工するのか問う。また、緊急性の高い修理費については補正ではなく、当初で対応できないか。答弁、簡易水道も管工事組合の当番業者が緊急事態に対応する体制となっています。また、財源の問題もありますので、当面はこの方法で実施したいと考えています。なお、簡易水道事業を29年度から上水道と会計を統合することとしています。

以上のような質疑を行いましたが、質疑では補正のあり方とともに、水道の給水システムの見直しで経費を抑えられないかといった踏み込んだ質疑が行われました。しかし、このシステムのあり方について論点を抽出し議論を深めていくには、さらに専門的な知識と情報が必要であり、それらを準備するには時間的制約もあったことから、今回は議員間討議を見送ることとしました。その後、討論に入りましたが、討論はなく、直ちに採決に入りました。

採決の結果、議案第97号 平成27年度姶良市簡易水道施設事業特別会補正予算(第1号)については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

- ○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○5番(堂森忠夫君) 1点だけお伺いします。

25ページですか、嶽地区の嶽雛場配水池の非常用発電装置の発電機の電圧が発生しないと、電源装置を修繕するものですとありますけど、先ほども雷のことが出ておりますけども、この電圧を発生しない原因ですね、はっきりとうたってないんですけど、その辺は追及なされなかったのでしょうか。

- **○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** この地域は非常に雷が多い地域でありまして、それに伴うものではないかなということだけで、その後の追求というのはしておりません。
- **○5番(堂森忠夫君)** 雷の恐れもあると、だけど雷は電柱で立ててあるということで、これの関係はないようなふうに捉えておりますけども、非常用発電機ですのでなかなか実際に使うということが少ないわけですが、こういうのを定期的に電気を送るというようなそういった、普段においてですね、そういったことは取り組まれているのかいないのか、その辺はお聞きにならなかったでしょうか。
- **○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** その貯水池との関連でございましたので、その点までは議論を しておりません。
- ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑はありませんか。
- ○8番(田口幸一君) 27ページの下から質疑のところで、管工事組合が行うがとなっていますけど、 姶良市の管工事組合の組織とか、組合員とか、そういうのは議論にならなかったのかどうか、委員会 でですね。

それから、もう1点は一番下、そこの簡易水道事業を29年度から上水道と会計を統合するというふうにうたってありますけど、上水道は公営企業法にのっとって独立採算性として事業が運営されていると私は認識しておりますが、この簡易水道事業はどのようになるのか、その辺のところが29年度から簡易水道事業は上水道と会計を統合するというふうになっていますが、その辺のところは委員会ではどのような審査、議論が行われたものでしょうか。

**○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** 先ほどの管工事組合のことでございますが、踏み込んだ議論までは到達しておりません。ただ、修理かれこれの面におきましては、やはり管工事組合がお願いするというだけのことで、ほかに議論をしておりません。

それと、簡易水道事業を上水道と会計を統合するべきということでございましたが、統合することとしていますという文言のところですが、この上水道と会計は確かに別ですけれども、要は給水する人口に伴ってのことだと思いますので、そのあたりはまた議論が深まっていくものと期待しているところです。

**〇11番(小山田邦弘君)** 26ページの最初の質疑、答弁についてお聞きします。ちょっと質疑と答弁がかみ合っていないようなので確認です。

質疑は、事前に把握する方法はないのかという説明を求めているんですが、答弁ではそれが抜けているようですけれども、執行部からの答弁はなかったということでしょうか。

- **○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** ちょっととめてください。休憩させてください。
- 〇議長(湯之原一郎君) 暫時休憩します。

(午後1時26分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時27分開議)

- **○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** 26ページの西簡水第2配水池の水源はどこか。また給水戸数は何戸かという質問に加えて、フロート弁の故障をたまたま発見されましたが、事前に把握する方法はないのかの説明抜けがあったということで、このことにつきましては答弁がなされておりません。
- ○議長(湯之原一郎君) よろしいですか。
- **〇11番(小山田邦弘君)** 答弁がなかったということは、委員会としては特に追求する理由もない質問があったということになってしまうんですが、追求はされなかったということでしょうか。
- **○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** そのとおり追求いたしませんでした。
- ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) これで質疑を終わります。 委員長、降壇ください。

○議長(湯之原一郎君) これから討論を行います。討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- 〇議長(湯之原一郎君) これから議案第97号 平成27年度姶良市簡易水道施設事業特別会補正予算(第 1号)を採決します。

この採決は、押しボタン方式によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

「賛成・反対者ボタンにより表決]

- **〇議長(湯之原一郎君)** ボタンの押し忘れはありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) なしと認めます。 採決を確定します。賛成全員です。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。
- ○議長(湯之原一郎君) 日程第17、議案第98号 財産の無償譲渡に関する件を議題とします。
- ○議長(湯之原一郎君) 提案理由の説明を求めます。
- **〇市長(笹山義弘君)** ちょっと議長、すみません。
- 〇議長(湯**之**原一郎君) 暫時休憩します。

(午後1時30分休憩)

**〇議長(湯之原一郎君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時30分開議)

#### 〇市長(笹山義弘君) 登 壇

失礼いたしました。議案第98号 財産の無償譲渡に関する件につきまして、ご説明申し上げます。本件は、本年12月1日付で廃校となりました旧大山小学校の建物を加治木産業株式会社に無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

今回譲渡する建物は、鉄筋コンクリート造2階建ての校舎、木造平屋建ての屋内運動場、木造平屋建ての教職員住宅1号及び2号の計4棟であります。譲渡の相手方は姶良市加治木町西別府2427番地加治木産業株式会社代表取締役真辺ひとみ氏で、12月4日に仮契約を締結しております。

市といたしましては、当該建物が工場及び事務所として活用されることで、遊休資産の有効活用が 図られ、さらに新規雇用の計画もあるとのことから、今回の譲渡により地域の活性化にもつながるも のと期待しているところであります。また、今後同社とは市民の優先的な雇用の確保、地域の防犯対 策の推進、地域防災への積極的な協力などを盛り込んだ地域貢献協定を締結する予定であります。な お、土地につきましては、土地賃貸者契約を締結して有償で貸し付けを行うこととしております。 よろしくご審議の上、議決くださるようお願いいたします。

- ○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○5番(堂森忠夫君) まず1点、4点ほど質疑をしたいと思います。

まず最初に、この建物を譲渡するということで提案されているんですが、これを市で管理した場合、 市で管理して建物を貸したとした場合に、この建物にかかる補修費とかメンテナンス、その辺、検討 されたのか。もししたとするならば、その補修費にどれぐらいかかるのか、わかっていたら示してく ださい。

それと、譲渡した場合に工場や事務所に使用するということでございます。住宅が2棟建っておるんですが、この2棟のうち1棟でも地域貢献協定を結ぶということになっておりますけど、地域の活性化のためにはやっぱり地域に1人でも住居を構える人がおれば地域活性化につながると思うんですよね。この住宅の1棟でも社宅にするとか、そういったことは約束していないのかですね。

それと、土地はどのような契約になっているのかですね。何年契約とか、あると思いますが、その 辺土地についての契約内容について示していただきたいと思います。

それに、4点目に加治木産業さんに譲渡された場合に、加治木産業さんは京セラの下請会社ですよね。そうしたときに、関連会社もその施設内で事業できるのかですね。その辺について説明願いたいと思います。

○総務部長(脇田満穂君) 今4点いただきましたけれども、1点目のまず建物の管理に要する経費等につきまして、それからあと2点目の2棟のうちの1棟でも家屋に住居、住む方がおられたらというようなお話、それから3点目の土地の契約、そこまでは私のほうで答弁をさせていただきます。4点目につきましては、企画のほうで答弁をさせていただきます。

まず1点目ですが、土地を管理するときということでございます。現在は、保険等掛けております。この保険等の価格が3万9,360円程度、これにつきまして建物の関係の保険をかけております。それから、今回維持補修をしてお貸しするというような関係だとすればというお話でございました。現在、旧大山小学校につきましては、水道それから浄化槽が今回のこの譲渡で整備をする必要があるということになります。およそこの関係で1,000万程度、浄化槽それから水道、この水道につきましても現在あるわけですけれども、企業が要望されるほどの水量、そういうもの等の確認がとれておりませんので、簡易にした場合におよそ1,000万程度、それで一応大体建物の維持補修的にはできるわけですが、企業自身がそれ以上に建物の屋内運動場、それから校舎等におよそ、今の修繕等を含めましておよそ6,000万程度投資をするというようなふうに伺っております。本市で、営繕をするとするならば先ほどの浄化槽、水道等でおよそ1,000万程度というふうには考えております。

それから、2点目、2棟のうちの1棟でもというお話でございました。今後、先ほどの市長の答弁

でもございましたけれども、新たな雇用というのをおよそ25人程度というふうに聞いております。その中で地域に生活の基盤を置いていただける方がおられるように、また地域貢献の協定書の中でお話ができたらなというふうには考えております。

それから、3点目ですが、土地につきましては有償でお貸しをするというふうになっております。 これにつきましては、試算ではございますけれどもおよそ年間100万程度の額で有償でお貸しするという予定にしております。

以上でございます。

- ○企画部次長兼商工観光課長(平田 満君) それでは、4点目について。議員仰せのように加治木産業は京セラ株式会社の協力工場として事業を行っておられまして、今回の大山小学校の工場の計画につきましては、電子部品等で今のところ直営で、先ほども総務部長のお話もありましたが、25人ほどの雇用というところで直営の工場ということで今のところは関連会社を入れてというのは聞いておりません。
- ○5番(堂森忠夫君) 土地の件で月100万円程度と(「年に」と呼ぶ者あり)年にですね、失礼しました。年に100万円程度と。これは、年数は契約の中に入ってないんです、何年契約とか。今度よその市でも30年程度とか、契約していらっしゃると思いますが、その辺も明確にしたほうがいいんじゃないかなと思います。

それと、4番目の企画課が今答弁、直営だけということでございます。今、日本経済は大変な状況にあるわけですよ。大手企業においては、もうどんどん縮小していっています。ですから、加治木産業さんは下請の分野ですので、ちょこっと体制が崩れたらばやはり雇用面にも、雇用を減らすとか影響してくると思うんですよ。ですので、やはり関連、今後、今後ですよ、やっぱりのことを考えれば土地は市の土地ですので、やはりその関連も加治木産業の経営の中には携わるところは入ってもいいような、そういった柔軟な契約に持っていかないと、事業として続けられないのじゃないかなと私は思いますので、その辺も検討、今後の検討をしていただきたいなと思います。土地について、もうちょっとその辺。

- **〇総務部長(脇田満穂君)** 答弁が漏れておりました。土地の契約につきましては、財政課長のほうで 答弁をさせていただきます。
- ○総務部財政課長(米澤照美君) 財政課の米澤と申します。よろしくお願いします。土地の貸付期間 につきましてでございますが、今年度は、今回議決をいただきましたならば27年度は年度途中でありますが、本日から平成28年3月31日までの期間で終了いたします。ただし、1か月前までに市または 加治木産業から何ら意思表示がないときは、契約をさらに1年間更新できるものとし、その後も同様とするということで加治木産業さんとは協議が整っているところでございます。 以上です。
- **〇5番(堂森忠夫君)** 最初聞けばよかったんですが、ここの土地全体の面積はどれぐらいだったのか。 それと(発言する者あり)失礼しました。土地の面積は出ているそうですので、いいです。今後、あ

とは加治木産業も相当な建物に6,000万円から投資されるということですけど、下請企業というのは すごく経済の流れに影響していつどうなるか、わからないわけですよ。もし、撤退しなきゃならない となったときには、そういったときの条件とかそこまで考えて協定結んでいらっしゃるのか、市がま た買い取るとか、撤退のときにはどのようなふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

# 〇総務部財政課長(米澤照美君) お答えいたします。

今お尋ねのもし撤退したらどうなるのかということにつきましては、土地賃貸借契約の中で仮に加 治木産業の意思によってこの土地の貸付期間が満了した場合、これにつきましては市と協議の上、地 上の物件、建物を撤去し、貸付地を返還しなければならない旨を条文で定めているところでございま す。

一方、市の意思表示によって貸付期間が満了した場合、もしくは公用、公共用または公益事業の用に供する必要が生じた場合による契約の解除の場合は、地上の物件の管理等については市と加治木産業株式会社と協議の上定めるものとするというふうに規定しているところでございます。 以上です。

- ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑はありませんか。
- ○8番(田口幸一君) 今、同僚議員の質疑から総務部長の答弁で浄化槽、水道工事に約1,000万円、それから土地の整備に6,000万円ということ、6,000万だったですかね、と約7,000万ぐらいの投資が行われるということですね。そこで、お尋ねします。もう私が予定していた質疑は1つしか残っておりませんが、このような大きな投資が行われる中、この加治木産業株式会社の創業はいつごろの予定になるのか。まず、そこですね。
- **○企画部次長兼商工観光課長(平田 満君)** お答えいたします。

創業につきましては、今のところ28年の6月ぐらいをめどに創業を開始したいという計画でございます。

- **〇議長(湯之原一郎君)** ちょっと待ってください。先ほど田口議員の質問の中でちょっと間違った認識をされていらっしゃったようで、そこを訂正しなくてもいいですか。
- ○総務部長(脇田満穂君) 再度、先ほどの金額のところを説明させていただきます。

浄化槽とそれから水道関係でおよそ1,000万程度。それから屋内運動場とそれから校舎、今でいう校舎ですが、そこを事務室等に使われるということで、その内部の操作を含めて6,000万、グラウンド等の整備はちょっと幾ら入るかは把握しておりません。ですから、建物それから幾分おっしゃったグラウンド等も含めてされるかもしれませんけども、そこは5,000万程度になろうかと思います。浄化槽、水道で1,000万ですので、合計で6,000万ということでございます。お願いします。

**〇8番(田口幸一君)** この計画は非常にいい計画だと思います。そこで、もちろん地元の方には周知されていると思うんですが、こういうような加治木産業が進出して大きな投資がなされるということ

で、このことについて大山地区、地元の説明会はどのような形でいつごろなされたものですか。

○企画部次長兼商工観光課長(平田 満君) お答えいたします。

一応11月の7日の日に大山地区の公民館の役員の方々と商工観光課との協議を行いまして、具体的に加治木産業の工場ということでお話をし、大山地区のほうからもご意見をいただいたところですけれども、そこの中でありましたのは、加治木産業が来て地域の活性化というか、活用ができることはいい話だと。それから、地元から会社で雇用ができたら非常に、働くことができたら非常にいいと。それから、工場が来ることで地域が活気が出るんじゃないかというようなことで総体的に好評、いい意見をいただいたところでございます。

あと、ちょっと確認したいというようなことで工場用水がどうなるだろうか、あるいは工場の作業期間等、時間等の確認がございましたので、これにつきましては工場用水は基本的に出さないということで、18日の日に回答をいたしております。それから、時間も8時30分から17時……。

〇議長(湯之原一郎君) 暫時休憩します。

(午後1時49分休憩)

○議長(湯**之**原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時50分開議)

- **〇企画部次長兼商工観光課長(平田 満君)** 昼時間は8時30分から16時50分までの稼働で、残業があったとしても2時間程度というようなことでございました。 以上でございます。
- **〇21番(湯元秀誠君)** 今回は、中心、建物を譲るんだと、譲渡するということです。今の説明の中でそこまで踏み込んだ建物は譲渡、土地は貸し付けと。地元にまず説明がなされてそういう内容で説明がなされたのか。地元の人は、オール貸し付けということで理解されているようですが、そこを若干違うのかなと思います。それと、避難所が今学校になっていますよね。避難所がどういう方向になっていくか。

それと、進入路、この進入路の途中に薄原地区の公民館施設があるんですね。といった場合、加治 木産業さんのほうが道路の改良をしたい。いろいろ今から出てくるかもしれませんが、蒲生町時代は 以前あの道路が下の住宅のほうに崩落した経緯もございます。

そのようなことで、市としては公民館を含めてあそこの場所で適正化、若干私も今回のこの加治木産業があそこに入られることで、地域のメリットは何なのかなと思ったときに、やはり一つは雇用だと思いますが、それと地域の活性化、薄原の人たちにあの高齢化の高い集落の人たちが集まる場所には高すぎる、高台にありすぎるああいうところの改善ができないか。というのは、敷地を貸し付けますと、今公民館を利用される方は上まで行ってあの学校の敷地内に車をとめて公民館の利用があるわけです。空き地、空き家を人に貸すと、我がえん家やって入やならんごなっですよ。といっしょのような気がします。

ですから、大山地区の方々が公民館施設を下に移したいという要望でもあれば、若干そういう行政

側の力添えがあっていいのかなと。場所の選定とコミュニティのやっぱ広場、そのぐらいを提供できないものかと。それとやっぱり学校跡地が足を踏み込めない状態になってまいりますと、卒業された方々を含めて地域の方々がやはり懐かしがる場所がなくなるというようなことでございます。いろんな資料等の展示をするような場所を含めて下で、学校の思い出を残すような施設ができないのかなということも考えます。

それと、加治木産業が今回地域貢献のための協定を結ぶんだと。今、永原にいらっしゃるわけですが、永原での地域貢献度はいかなるものがあるかですね、そこらあたりが一つのまた選定する、今回 行政の側はそういうことを選考された後の話でしょうが、我々には地域貢献度が今の実績として何があられるのか、知ることができませんので、そこは今明確にわかっていたらそういうこともお示し願いたいと思います。

それから、今貸し付けをされますが、今はなされていませんけど、大山地区の方々は休校になった後も何年間かは地域の運動会をされておりました。我々も行っていたんですが、学校の敷地はそうでしょう。今回は貸し付けられるからそこの許可を今度は逆にもらわないと利用はできないわけですが、あの周辺の草払いに、清掃に非常に難儀をされておりました。本来ならば教育委員会がこれはちゃんと管理をしてあげるべきところを地域の方々にゆだねていたというところもあったでしょう。本来なら、あれは教育委員会がちゃんと財産管理をすべきところかなと思ってずっと見ていましたが、今回そういうことで加治木産業が入られますと。じゃあ公民館と進入路含めたあの広大な山を含めた、裏の山の周辺を含めた清掃等含めた加治木産業はもう全てなされてくださるものか、そこらあたりの協定はどうなるか、一応1回目そういうところをお聞きしたいと思います。

○市長(笹山義弘君) 旧大山小の活用ということにつきましては、まず地元が休校の状態が長く続いておりまして、高齢化が進んでまいります。そうしますと、地域を守れるかどうかということを大変心配されました。そういうことから、企業を誘致願えないだろうかという声が事前にありまして、この話をする際に地元の方々とお話をする中で、この企業が来ることによりまして、まず昼間人口がふえるということで、いろいろな事件といいますか、例えば一つ火事にしても何にしてもいち早く若い人たちが駆けつけられるという状況もあります。それから、朝夕の通勤においても地域を見回るということもお願いできるだろうということを思っております。

また、企業とお話をする際にこの地域の特性として、非常に高齢化が進んでいるということで、自治力が低下しているということの中で、まず地域貢献としての皆さんが運動会をしたり、こういうことを楽しみにしているということは申し上げてあります。そういう中で、加治木産業さんもそういうイベントを年に一度そういうことをなさっていただける。その中に、地域の方々を入っていただいて、一緒に地域の運動会というようなことにするということも話をしているところであります。

それと、草払いは含めて地域貢献として企業の貢献としてのそういう奉仕作業的なことも当然考えていただくということになろうと思います。永原地区との関係でございますが、地域性がそれぞれ違いますので、地域貢献ということについては少し大山小の活用と永原はちょっと違ってくるのではないかというふうに思いますが、そういう意味で今後地域の皆様方のお声をもう1回しっかり吸い上げまして、そのご要望にどう応えていけるかということについて、地域、行政、そして企業、この3者でしっかり協議をしていくということになってこようと思います。

この建物については、一括管理ということ、市が持っている限りは管理は市ですので、補修から何

から全て市が見なけりゃならないということになってきますと、なかなか加治木産業についても活用する中で資産が市であるとすると一々今度は逆に許可をとりながら改修しないといけないということになってまいります。そういうことから、一応企業でお使いになるという以上は、企業のほうで管理をしっかりやっていただく、そして改修含めてそういうことでしてございまして、先ほども答弁しましたように地域の中から建屋の活用というようなことももしあるとすれば、その時点でまた協議をしていけばいいのではないかと。ただ、今現で出ておりますのは選挙事務のことについては、企業についても了解済みでございますので、そのことも合わせた改修をしていただけるのではないかというふうに思っているところでございます。

足らない点は、原課が答弁いたします。

**〇企画部次長兼商工観光課長(平田 満君)** 今の地域貢献ということで市長のほうからもありましたけれども、一応立地協定等にあわせて、また地域貢献協定を結んでいくことになるわけですけれども、その予定しております項目について、ちょっとお示ししたいと思います。

まず1、地域活性化の協力としては市が進める各種地域活性化の取り組みに対し協力するものとする。2、地域との連携としては、地域の組織と連携し、その活動に積極的に参画し協力するものとする。3、地域雇用の確保としては地域からの優先的な雇用に努めるものとする。4、防犯、防災対策としては工場、事務所及び周辺において防犯対策を推進するとともに、地域防災に積極的に協力するものとする。5、土地建物の使用等については大山小学校跡の土地及び建物等について、全面的に協力するものとする。という、この中で具体的に地域組織、これは大山地区ですけど、大山地区が地域活動等で使用するときには積極的に協力するということです。それから、市が選挙事務等の公務で使用する際も協力するということで、立地後は、現在屋内運動場でされております選挙事務は、校舎のほうでするというようなことになるようです。

それから、緊急の避難場所、先ほどもちょっとございましたが、避難場所として使用する場合もこれに協力するということです。それから、環境や省エネルギー対策等に取り組み、積極的に推進するということと、あと地区との話し合い中でありました大山地区公民館が敷地のすぐ下にあるわけですけれども、こちらへの水道の引き込みについても、水をいただきたいというようなことで要望がありまして、これも一応その中に協力するというか、水を出すようにというようなところまで貢献協定で結んでいこうというところでございます。

**〇21番(湯元秀誠君)** 協定内容が大分細部にわたっていますので、一安心したところでございますが、私が先ほど申した中で、今までは公民館と学校が同じような見方で大山地区の方々はその敷居が高くなくて学校にも車を乗りつけたりしながらで公民館でいろんな会合等開かれたり、私なんかも何回ともなくあそこに足を運んだわけですけれど、そういう中で今回夜間を含めて公民館の場合、どうしても夜の会合とかが多くなります。その関係で、それを自由にフリーにしていただけるというような解釈をしてよろしいものか。

それと、避難所については了解できました。地域の方へのメリットということで、公民館の施設があそこでいいものかを含めて、今後検討のお考えが沸いてくるものか、そういうものがあの地域には必要じゃないかなという気がいたします。あの場所といい、そうことが政策になってくるかもしれませんが、あそこにはどうしても今の状態では利用度も低くなるし、地域コミュニティの度合いも低く

なっていくんじゃないかなという気がいたすものですから、それを一応ここで申したところでございます。1つだけ懸念するのは、その土地の活用の中で私がなぜこれを持ち込んだか、お願いしたかというのは、お聞きしたかというのは加治木産業さんは加治木のほうでは太陽光パネルを結構、農業委員会に提示されて、今2回目ですかね。もう2か所ほど増築という形でされているんですね。まさか運動場に太陽光パネルを並べられるわけじゃないでしょうから。そこら一つ確認しておきますが、いかがですか。

# **〇企画部長(川原卓郎君)** お答えいたします。

地域の方々の要望の中にも議員が仰せの公民館の使い勝手といいますか、そのようなこともお聞きしておりますので、そういったことはまた十分今後一緒に検討してまいりたいと思っています。それから、加治木産業さんが太陽光をされているということですけれども、ここの土地につきましてはそういうことで製造業を営まれると。土地につきましては、地域の方と一緒に使えるそういったことで協議をしておりますので、今後そのようなお話があったとしても今の協議をしている中のお話で進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○19番(吉村賢一君) ちょっとこの大山小学校の廃校については、前回の議会で決定されたと思うんです。非常に短い時間の中でこの加治木産業さんがこういうふうに進出なさるというふうな話が出てきたわけですが、まず、この件に関して委員会、いわゆる総務委員会とかに付託してやられなかった理由というのはあるかと思うんですが、その辺はいかがなのか。それから、他の、ほかには手を挙げてここに(発言する者あり)ほかにじゃあ工房とかなさったりして希望される企業とか、手を挙げられる方はなかったのか。それと、運動場の利用については先ほど企画部長からも答弁がありましたけど、きのう見に行きましたらバード何とかというんですかね、傘をさかさにしたようなのがセットしてありまして、地域の方が時々利用されているような感じでした。運動場等についてはきちっと地域の人の要望を聞かれて、そういった形でも利用できるようなふうに協議をなされるように願いたいと思います。

あと、進入路については非常に急なところでございます。冬場に凍ったりすると危ないところがございますので、途中に、公民館に落ちたりとか、土砂崩れで被害があったりということがあるといけないんで、その辺の道の整備はどういうふうに考えておられるか。

以上、質問いたします。

○市長(笹山義弘君) 地域、姶良市全域のことを考えましたときに、町場はおかげさまで人口が伸びております。中山間地域は急激に過疎になっているわけですね。そういう地域の方々の熱いご要望で、長い間休校になっている、その背景でただ児童がおる場合に、この児童の家庭を無視することはできないわけですので、この辺は十分に相談を重ねながら、結論的には蒲生小学校に通わせたいという結論が出ましたので、そうであれば地域が一番望んでいらっしゃるこの活性化に資するということが第一のやはり施策であろうというふうに思っているところです。

今回は、そういう形で企業の申し出がありましたので、仮にこれが別な企業がもっと早い時期にそういうご要望があるとすれば、それは時期を逃すということは行政間の競争の時代にタイムラグをつ

くるというのは、いかがなものかというふうに思います。そういうことから、そのときはそのときで 相談を申し上げたかもしれませんけれども、現実問題として今の経済いろいろ考えたときに、大山地 区にほかにそういう企業さんが来てくれるかどうかと、この機会を逃した場合にもしそれが頓挫した 場合に次来るという保証は全くないわけですね。

ですから、私といたしましては、この大山地区の皆様方のご希望を最大限に尊重するということにしますと、こういう企業を呼んで地域を活性化し、安全安心を確保するというのが一番の道であるということからお願いしていることで、期間がないことについては相手のあることでありますから、京セラの下請として京セラのニーズにあわせて企業はその整備をされるわけですから、そこには時間的な制約というのがどうしてもありますので、その辺を含めて今回このような形でお願いしたところです。

道路等のことについては答弁させます。道路は基本的にはまず企業が使い勝手のいい形である程度整備はするものだというふうに思っておりますが、その後、種々整備が必要となればそこは協議をしながら進めていくということになろうと思います。

# ○議長(湯之原一郎君) 運動場についてです。

**○企画部次長兼商工観光課長(平田 満君)** 運動場の利用につきましては、先ほどもありましたよう に地域貢献の中でもありますし、企業さんのほうからもぜひ広く地域で活用される場合は協力して使っていただくというふうになっております。

#### **○議長(湯之原一郎君)** ほかに質疑はありませんか。

# ○11番(小山田邦弘君) 2点目お伺いします。

1つは市長の考え方でございます。何でこんなに早いんだろうなというふうに思っておりました。 閉校が決まってから。今の質疑を聞いて、確かに時間的な猶予等を考えればそういうことも仕方がな いのかなというところもあるんですが、一方でこの当該地が学校という施設であったということを考 えると、あのとき我々の委員会でお話を伺ったときにすごく印象的だったのは、本当学校なくなって 挨拶しなくなったんですよというようなお話があったんです。

そういった意味では、そこが本当みんなのよりどころみたいになっていたろうとは思うんですけれども。

一企業に使っていただいて、活性化をというのもあるんですが、一方で地域のきずなのよりどころを残してあげるということは、検討しなくてよかったのかなと。例えば、ほかのいろんな地域づくり等を考えるときに市長は割と、理路整然とこういう地域づくりをしてということでいろいろ考えてここに出してこられるわけですけれども、今回は余りにも早くて、先にその企業誘致みたいなものが立ってしまってはいないだろうかという、そこで我々としてもその閉校にしてしまったことに対する一つの疑念といいますか、本当によかったのかというところもあるものですから、そのきずなのよりどころをどのようにこれから保存していこうというふうにお考えでしょうか。

○市長(笹山義弘君) まず、確認をさせていただきたいと思うんですが、この作業を進めた背景には

地域から要望書が出されて、議会にも出たと思いますが、ずっと休校のままでずっと来てたわけですね。そのことによってこのまま児童が入って学校として復活するのであれば、地域はそれはそれとして受け入れられたと思うんですが、休校のままでこれが再校するという見込みが立たないという中から、地域としては地域の活性化という中でそのような陳情書も出され、そして行政のほうにも要望が出されて、地域を何とかしてほしいということがあったということですので、まず行政が主導的にしたということではなくて、まずその根底があって、地域のご要望に応える形が一番何がいいかということを選択した中で、今回の流れになっているということであります。

それと、もう一つは企業も企業理念が大切であろうというふうに思います。そういう中で、京セラという会社は稲盛さんのイナモリズムと言いますか、そういう企業理念で立っていると思いますが、同じく加治木産業の社長さんとも何回もこのことについて話しましたが、私としては企業が来ていただくことで雇用を含め活性化する、それだけではないんですよと。地域のよりどころとして、例えば先ほど運動会という話もしましたが、そういう企業は来ますが、そこが地域住民の拠点と、拠点としての位置づけがやっぱり要りますのでということは申し上げました。そのことについては、社長はもう十分に承知しておられますので、そういう形で今後いろいろしたときに、その辺のところをどこまで細部まで決められるかは別にして、理念としての取り組みがそういう地域貢献ということを重きに置いてやっていただけるというふうに思っておりますので、その辺の懸念、いろいろいただいていることについてはつなぎたいというふうにも思っておりますけれども。

- **〇11番(小山田邦弘君)** 今のことに関しては了解いたしました。もう一点あってそれは防災という、 先ほど避難所としてもお使いいただけるようにしていただけるということだったわけですが、もう一 方で大山小学校、校庭の中にモニタリングポストが設置をしてありますけれども、あれに関しまして 鹿児島県としてどのような見解を示されているんですか。そういった状況でいいということでしょう か。
- **○企画部長(川原卓郎君)** お答えいたします。 そのまま活用されるということでございます。
- **○議長(湯之原一郎君)** よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) これで質疑を終わります。
- 〇議長(湯之原一郎君) お諮りします。議案第98号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- O議長(湯之原一郎君) 異議なしと認めます。議案第98号は委員会付託を省略することに決定しました。
- **〇議長(湯之原一郎君)** これから討論を行います。本件につきましては、1名の議員より通告がありました。8番、田口幸一議員の発言を許します。

○8番(田口幸一君) 議案第98号 財産の無償譲渡に関する件に賛成の立場で討論いたします。

この議案に対しては、先ほどから複数の同僚議員がいろいろな観点から質疑されました。そこでわかったことは雇用が約25人ぐらい、それから創業は平成28年の6月を予定していると。地代は年100万円で貸すと。そして、総務部長の答弁に約5,000万という投資がなされるということがわかりました。当該建物が工場及び事務所として活用されることで遊休資産の有効活用が図られ、さらに新規雇用の計画があることから、今回の譲渡により大山地区の活性化が図られます。これは市長の提案要旨から引用しております。

それから、先ほどから出ております地域の防犯対策の推進、地域防災への積極的な協力などを盛り 込んだ地域貢献協定を締結する予定があるということがわかりました。株式会社加治木産業は姶良市 の優良企業だと思います。よって、議案第98号に賛成いたします。

○議長(湯之原一郎君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) これで討論を終わります。
- ○議長(湯之原一郎君) これから、議案第98号 財産の無償譲渡に関する件を採決します。 この採決は、押しボタン方式によって行います。本案を可決することに賛成の方は賛成ボタンを、 反対の方は反対ボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

O議長(湯之原一郎君) ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(湯之原一郎君) なしと認めます。

採決を確定します。賛成全員です。したがって、議案第98号は可決されました。

- ○議長(湯之原一郎君) 日程第18、陳情第4号 市道拡幅を求める陳情書を議題とします。
- 〇議長(湯之原一郎君) 産業建設常任委員長の報告を求めます。

### 〇産業建設常任委員長(湯川逸郎君) 登 壇

ただいま議題となりました陳情第4号 市道拡幅を求める陳情書について、産業建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

この陳情は、4月20日付で議会に提出され、6月25日の本会議で産業建設常任委員会に付託された ものです。

そして、6月26日には陳情者の代理人と建設部の担当者の立会いのもと現地確認を行い、その後、陳情者の代理人からも陳情の趣旨を聞き審議しました。その際、陳情書にある橋の拡幅は接続する市道の拡幅とも密接な関係があるため、市道沿線の地権者やこの地域住民がこの橋の拡幅を希望し、そして市道拡幅に協力的であるかどうかが陳情採択の要点となることを陳情者の代理人に伝えました。

さらに、地域を代表する自治会長や集合住宅の所有者と協議し、橋拡幅とそれに関連する道路拡幅

への理解を深める作業を行うことが先決ではないかとの意見を伝え、陳情者側の対応を待って最終的 判断をすることとして継続審査としました。

しかし、12月4日、議会からの問い合わせに対して、1人の地権者との協議は行ったが、自治会長との協議は行っていないとの説明を受けたことと、付託されてから時間の経過があることを勘案して、 委員会としての判断を下すこととしました。

委員会では、直ちに討論に入りました。主な討論は次のとおりです。討論、自治会長に一度相談したことを最後に、再度相談はしておられないのはあきらめている状態だと思います。ここは判断を先延ばしするのではなく、委員会としてけじめをつけて不採択として今後環境が変わった場合は、再度陳情を出していただければよいと思います。

討論、陳情者が県外の地権者に電話をするなど努力されたようです。しかし、市道の拡幅などは地域住民の同意があり、地域の声となってはじめて公共性のある陳情であると思います。条件を整えて再度陳情する道もあるわけですので、今回は不採択として議会としてはけじめをつけるべきだと思います。

討論、地域の合意形成がなされない以上は、この件の採択は難しいと思います。陳情者には逆提案をしていましたが、12月に議会側からの確認した時点では、まだ解決していないようでした。このことは、解決しなければこれ以上の審査は容易ではありませんので、一区切りして不採択としたほうがよいと思います。

討論の後、直ちに採決に入りました。採決の結果陳情第4号 市道拡幅を求める陳情書については 全会一致で不採択とすべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(湯之原一郎君)** 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- ○議長(湯之原一郎君) これから陳情第4号 市道拡幅を求める陳情書を採決します。

この採決は、押しボタン方式によって行います。本案に対する委員長の報告は不採択です。本案を 採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長(湯之原一郎君) ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(湯之原一郎君) なしと認めます。

採決を確定します。 賛成少数です。 したがって、陳情第4号は不採択とすることに決しました。

- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第19、陳情第9号 陳情書(姶良市制は、日本国の法運用か、恣意的法 運用か明確に。)を議題とします。
- **〇議長(湯之原一郎君)** ただいま議題となりました陳情第9号は11月13日の議会運営委員会後に提出 されましたので、閉会中の継続審査として総務常任員会に付託します。
- 〇議長 (湯之原一郎君)

日程第20、常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)の調査の件

及び

日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 を一括議題とします。

- **〇議長(湯之原一郎君)** 各常任委員長と議会運営委員長より、会議規則第111条の規定によってお手元に配付しました「継続審査・継続調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。
- **〇議長(湯之原一郎君)** お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・継続調査 とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査・継続調査とすることに決定しました。
- ○議長(湯之原一郎君) 日程第22、議員の派遣についてを議題にします。
- 〇議長(湯之原一郎君) 議員の派遣については、会議規則第167条第2項の規定によって、議員研修 会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した議員派遣計画一覧をお手元に配付しております。
- **〇議長(湯之原一郎君)** お諮りします。議員研修会等の派遣については、議員派遣計画一覧のとおり 議員を派遣することにご異義ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 異議なしと認めます。議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した 議員派遣計画一覧のとおり、議員を派遣することに決定しました。
- **○議長(湯之原一郎君)** お諮りします。本会議の案件中、字句等の軽微な整理を要するもの、行事計画の変更等については、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(湯之原一郎君) 異議なしと認めます。したがって、字句等の軽微な整理、行事計画の変更等 は、議長に委任することに決定しました。
- 〇議長(湯之原一郎君) 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議を閉じ、平成27年第4回姶良市議会定例会を**閉会**します。 (午後2時28分閉会) 地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

姶良市議会議長

姶良市議会議員

姶良市議会議員